

カント『法論』における人間の尊厳の理論的展開

城下, 健太郎

<https://doi.org/10.15017/1500484>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

論文審査の結果の要旨

学位申請者 城下健太郎

論文調査委員 主査 酒匂一郎
副査 江口厚仁
副査 遠藤歩

論文題名： カント『法論』における人間の尊厳の理論的展開

カントの『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的基礎論」（以下『法論』という。）は、公表(1797年)以来、時代の状況に応じて様々に評価されてきたが、どちらかといえば消極的な評価が多く、カント哲学全体における位置づけも低いものと捉えられてきた。これに対し、最近では、W・ケルスティングの研究など、『法論』をカントの超越論哲学からの理論的帰結として体系的に捉える解釈も現れている。本論文は、これらの研究史を踏まえつつ、従来消極的に評価され、ケルスティングからも多くを論じていない論点も含め、『法論』をカントにおける「人間の尊厳」の思想の観点から一貫して再解釈しようとするものである。

序章は、ルソーの大きな影響のもとで「人間の尊厳」の思想がカントの法哲学の根本思想となっていたことを確認するとともに、従来の解釈ではかかる尊厳の帰属する「我々の人格のうちなる人間性」は人間の道徳的善性と同一視されたため、カントにおける人間の尊厳の思想はもっぱら倫理学に求められ、法論におけるそれは看過されてきたとし、その経緯をとくにカントの所有論に関する研究史のうちに跡づけている。これに対し、著者は、カントにおける人間の尊厳は人間の可能な道徳的善性の側面にのみならず、むしろこれと自己愛などの卑小な側面との緊張関係そのもののうちに求められていたと指摘する。かかる解釈によって、カントにおける人間の尊厳の思想は『法論』における理性法の根拠づけの原理としてのみならず、理性法の諸規定のなかでそれを制約する原理としても作用しているという、本稿の基本視座を導いている。

第一章は、カントにおける人間の尊厳の思想が、『人倫の形而上学の基礎づけ』及び『実践理性批判』から『法論』へと展開していく理路を再構成している。それはいわゆる「定言命法」そのものから、その三つの定式のうちの第二定式(目的としての自他の人格における人間性)、第三定式(目的の王国)へと展開する仕方捉えられ、さらに、ロールズらの解釈(第二定式の要請を道徳と正義に二元的に振り分ける)の批判的検討を媒介として、『法論』においても、自己に対する尊敬の権利・義務、相互における尊敬の権利・義務、そして公民としての権利・義務という三段階をたどって展開されるものと位置づけられる。本章は以下の各論に対する総論という性格をもつが、とくに、人間の尊厳がそれぞれにおいて権利の根拠としてのみならず、制約的義務としても捉えられている点は著者の視座を示して特徴的である。

第二章は、私法論の冒頭が占有権としての私的権利一般に関する概論であることを確認したうえで、法的占有を可想的占有として根拠づけるカントの論証を、可想的占有の可能性が実践理性の要請ないし許容法則によること、また経験的占有と可想的占有を区別しないことによるアンチノミーの解決として導かれることの解明を通して跡づけ、さらに私法論が占有獲得の三つの方法(先占、契約、人間性の法則)によって区分されていることを説明する。ここではとくにカントの『準備草稿』及びそれに対するケルスティングの解釈に依拠して、可想的占有の観念が外的自由を可能にす

る条件としてのみならず、人間の外的物件への偶然的依存を阻止する制約条件として捉えられることが指摘されている。

第三章は、とりわけ批判の多いカントの家族法論(物権的対人権論)を、その歴史的及び思想史的文脈に位置づけるとともに(この意味では近代的家族観への移行段階に位置づけられる)、自他の人間性の権利であると同時に義務でもある人間の尊厳の洞察に基づくものとして理解し、再構成することを試みている。すなわち、「物権的対人権」という名称に関わらず、カントにおいて家族成員はいうまでもなく相互に人間性の権利を有するものとして尊重の対象であるが、とりわけ婚姻論はその即物的な契約関係としての規定に関わらず、性的関係を厳格に一夫一婦制の婚姻関係に限定することによって、むしろ相互の物化を阻止してその人間性を堅持する義務に基づくものと捉えられる。他方、著者は家族が奉公人を含む点や女性や奉公人が受動的公民と位置づけられる点に時代的制約のあることを否定しないが、かかる制約の解消を阻害することになるような法律をカントが拒否していたことを指摘している。

第四章は、カントの刑罰論を人間の尊厳ないし人間性の権利の思想から解釈する。カントの刑罰論は絶対的応報刑論として知られるが、最近ではそこに目的刑論とくに一般予防論が含まれているという解釈(混合理論としての解釈)も現れている。これに対し、著者は、カントの初期の著作や講義録からみるとかかる解釈も一概に否定はできないものの、『法論』では応報刑論が貫徹されているところから、カントにおいて刑罰は犯罪者自身はその人間の尊厳ないし人間性の権利に基づいて可想的に(自律的な人格として)引き受けるべき責任として捉えられていたのだとする。この刑罰論における強い倫理性は、一方で今日の観点からみると倫理的な義務違反をも犯罪と位置づけるという問題点を生じさせているが、他方で刑罰権を有する国家にこの人間の尊厳ないし人間の権利を堅持し保護する義務を負わせることになっているとする。

第五章は、これもカント解釈において様々な議論のある抵抗権否認の問題を扱っている。著者は、カントにおける抵抗権否認を理性法思想との矛盾とみる説(ヘンゼル)、民主主義思想の徹底によるものとする説(マウス)などを批判的に検討し、暴力を用いる抵抗はカントにとって端的に犯罪に他ならなかったとする法理的な観点からの解釈を採用する。そして、人間の尊厳の思想が抵抗権に関して肯否双方の論拠となりうることを指摘したうえで、カントにとって人間の尊厳に適合した合法的抵抗は理性の公的使用(世界公民という観点からの使用)としての文筆による抵抗としてのみ可能であったとする。

終章では、以上のような『法論』の諸論点が一切の経験的なものを度外視することによって「可想的なもの」を捉え出す超越論哲学に基づくものであることを確認したうえで、アレントのカント解釈に依拠しつつ、文筆による抵抗こそがそれらを実践的に実在的たらしめるための政治哲学的条件として位置づけられうると論じて、結論としている。

以上のように、本論文は、カントの『法論』に関するこれまでの研究を十分に踏まえ、随所で批判的検討を加えたうえで、カント後期の道徳哲学の根本概念である「人間の尊厳」の観点から『法論』の各論点を一貫して再解釈しようとする、独創的で力のこもった論文であると評価できる。しかし、本論文にはなお課題とすべき点も少なからず残っている。論旨は十分に理解できるものの、論述が必ずしも明快とはいえず、そのため「人間の尊厳」概念が必ずしも構造的に明確でなく、各論点における「人間の尊厳」の思想の作用が一目瞭然となっているとはいえない点、所有論が序章と第二章に分けて論じられているために統一的な理解を困難にしている点、国際法論が扱われていない点、終章の議論とそれまでの章の議論との関係が見えにくい点などである。とはいえ、これらの課題は本論文の全体としての価値を損なうものではなく、本論文は課程博士論文として学位を授与されるに値するといえる。

